資料 4

消費者庁及び消費者委員会の設置

近年、食品偽装、悪徳商法、欠陥商品といった消費者を巻き込む重大な事件など国民生活の身近なところで大きな不安をもたらす消費者問題が数多く生じている。

例えば、昭和 60～平成 17 年に 21 人が死亡した瞬間湯沸かし器による一酸化炭素中毒事故のように経済産業省内で都市ガスとプロパンガスなど所管する課が分かれていて情報が共有されず、積極的な対策が打てなかった。そうした反省から、消費者保護のため、各省庁にまたがる法律や権限を一元化する省庁として消費者庁が設置される。

所管する法律は 29 本で、食品表示にかかわるＪＡＳ法、悪質な訪問販売を取り締まる特定商取引法、対マルチ商法の武器となる出資法、不当表示などを規制する景品表示法など生活に密着する法律等である。

内閣府を筆頭に、農林水産省・経済産業省などから約 200 人の職員が集まる見込みで、業者の不正などに対応できるよう警察ＯＢらを非常勤職員として雇用する。事案に対して対応が不十分な場合は、各省庁に改善を求める勧告をするほか、重大事案は直接業者に立ち入り調査し、より悪質と判断した場合は捜査当局への刑事告発も辞さない。

窒息事故で平成７年以降 17 人の犠牲者を出している「こんにゃく入りゼリー」のように、規制する法令がない「すき間事案」についても、積極的に立ち入り調査などを行う。

消費者への直接のメリットもある。全国共通の電話番号が設置され、不満などを感じた消費者が掛けると、最寄りの消費生活センターに転送される。窓口が一つになることで「たらい回し」にされることもなくなる。

こうした一連の新しい消費者行政は、有識者の独立組織「消費者委員会」で監視する。

急務なのが相談態勢の充実であり、全国の消費生活センター586 カ所（20 年４月現在）は都市部に偏在し、地方には相談員が１人だけという窓口も多い。

１　新組織が満たすべき６原則

①消費者にとって便利で分かりやすい

・一元的な消費者相談窓口の設置と情報収集、発信の一元化

②消費者・生活者がメリットを十分実感できる

・消費者行政全般についての司令塔

・消費者の安全安心に係る問題を幅広く所管

③迅速な対応

・相談窓口と行政の対応を直結し、トラブルに迅速に対応

④専門性の確保

・各省庁や民間の専門家を含む広い人材の活用

⑤透明性の確保

・消費者委員会の設置等により、消費者の声を反映

⑥効率性の確保

・行政の肥大化を招かぬよう、機構・定員・予算を振り替え

２　消費者が頼れる分かりやすい一元的な相談窓口の設置

(1) 一元的な相談窓口の設置

・地方の消費生活センター等を一元的な消費者相談窓口と位置づけ、全国ネットワークを構築（共通の電話番号の設置、緊急事案について、代表的な窓口が365日24時間対応し得る体制の構築等）

⇒ 地方の消費生活センター（県）を法的に位置づけ

(2) 国、地方一体となった消費者行政の強化

・新組織の創設と併せて、地方分権を基本としつつ、地方の消費者行政を抜本的に強化

・全国ネットワークの構築に伴い、地方の消費生活センターを法的に位置づけることを踏まえ、国は相当の財源確保に努める

・PIO-NET等の国の直轄事業を充実するとともに、地方交付税上の措置や税制上の措置等を検討

３　消費者庁

(1) 設置と機能

・内閣府の外局として「消費者庁」を設置し、その長は消費者庁長官とする。

・強力な総合調整権限、勧告権、幅広い企画立案機能や充実した調査・分析機能を付与

・各省庁の縦割りを超えて幅広い分野を対象に、新法を企画立案

(2) 情報の集約分析機能、司令塔機能

・消費者・事業者等からPIO-NET情報や事故情報を一元的に集約・分析・原因究明

⇒ 前記の情報を基に、消費者庁が司令塔として迅速に対応方針を決定し、政府一体として被害の拡大防止、再発防止、被害救済の実現を目指す。

(3) 消費者被害の防止やすき間事案への対応等のための新法

・消費者相談に対する行政の対応を規定した消費者安全法の制定

① 消費生活センター等に一元的窓口を設置し（法的に位置づけ）、相談情報を消費者庁に集約

② すき間事案について、消費者庁による事業者調査及びその結果の公表などの措置

(4) 個別作用法の所管

・消費者に身近な問題を取り扱う法律について、以下により移管（一部移管を含む。）・共管

・事故情報の報告・公表、食品表示、消費者信用等の分野において、横断的な体系化に取り組む

①「表示」に関する法律

⇒　消費者の商品選択の機会の確保の重要性、被害実態を踏まえた対応の重要性、省庁横断的な調整の必要性等から消費者庁が所管

②「取引」に関する法律

⇒　行為規制中心の法律は、被害実態を踏まえた対応の重要性、省庁横断的な調整の必要性等から、消費者庁が所管。ただし、参入規制を持ついわゆる「業法」は、企画立案を共管、処分に対して勧告、事前協議等

③「安全」に関する法律

⇒　消費者被害の実態を踏まえ整備することが必要であることから、消費者庁が所管。特に、重大事故情報報告・公表制度は、消費者庁が所管し、他分野に拡大。安全基準の設定については、各省庁が消費者庁に協議した上で決定

3　消費者委員会

(1) 設置

・内閣府に10人以内の消費生活に関し識見を有する者の中から成る消費者委員会を置く。

(2) 所掌事務

・消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策等に関する重要事項に関し、自ら調査審議し、内閣総理大臣、関係各大臣又は消費者庁長官に建議する。

・内閣総理大臣、関係各大臣又は消費者庁長官の諮問に応じ、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策等に関する重要事項を調査審議する。
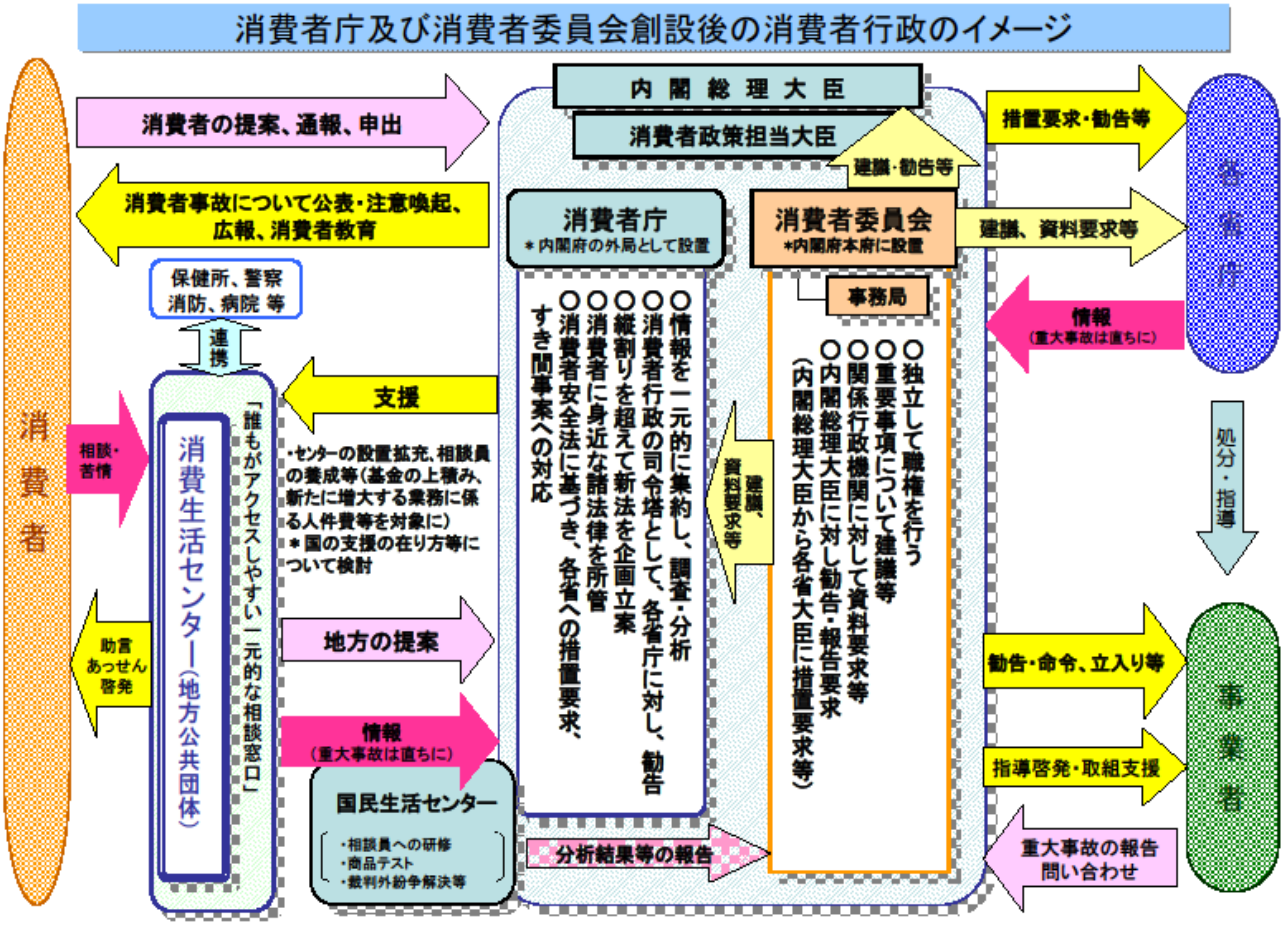
・消費者安全法の規定により、内閣総理大臣に対し、必要な勧告をし、これに基づき講じられた措置について報告を求めるほか、個別の法律の規定によりその権限に属された事項を処理する。